近時勞働爭議ニ關シ來レル協調會社側及從業員側ニ於テ
得ル能ハザル事態ヲ捕ヘ徒ニ爭ヲ續ケ從テ爭議ノ解決ノ方法
ナク、[illegible]ニ於テモ根底アル諒解ヲ見込ミ立タザルナリ。
神戸製鋼、川崎製鋼所[illegible]

財團法人 協調會

檄文

私達は少數の煽動者に依て今回の勞働爭議渦中に引入れられたものであります(中略)自分は毎日少數者の勝手に定めた命令の儘に飛び廻り小使銭を貰ふて我身と家族は不安で心配計りして居ります(中略)煽動者は私達に最後の手段として工場管理と言ふ事を教へ家族にもこれを實行すると私達の收入が増す様に吹聴されてましたが之は法律の許されない恐暴で斯る恐暴に關係した者は悉く罪人として捕へられる事になります。私達はモウ此上欺かされても捕へられても離されません(中略)私は各自申合せ休業明けの日から之まで通り愉快に就業したいものです就ては左の件を諸君と會社へ御願する事にします

罷工諸君へ

一、就業申合せの爲め發企人の姓名を出したり場所を設けたりして居りますと又煽動者や首領者等の邪魔がはいるとヤカマシイですから各自で會社へ向け就業を郵便で通知する事にします

二、今回の爭議の要求は非[illegible]て會社へ取下げ度く事に一致せらるゝ事

會社へ

一、會社は面目を重んぜらるゝ紳士を保護し罷工の就業通知を保管し通知職工の姓名は堅く秘密にし爭議指導者に漏れぬ樣にする事

二、休業明迄に就業を通知し從前の日より不利に就業したる職工から今回の爭議に對する制裁を出さぬ事を保證せらるゝ事

右の如くに致しますから職工諸君はドシ／＼就業の通知を會社へ郵便で送って下さい會社郵便は私等から右の二個條項に對し請合ひ事を説明する諸君へお報せする事に致します

10.7.26

(9)

時日 七月廿四日(日曜日)午後一時

會場 (第一會場)日本劇場 (第二會場)明治座

勞働爭議 市民有志大會

辯士 辯護士 市會議員 新聞記者 會社員其他

主催 神戸市民有志

數名ヲ招キ[illegible]

極力[illegible]小林[illegible]學士ヲ辯長ニ推シ

嘱託

[illegible]セラレ[illegible]

發起ノ許ニ

[illegible]

決議文

吾人ハ目下當市ニ於ケル勞働爭議ニ對シ市長及市有力者ノ冷淡ナル態
度ニ憤慨シ茲ニ公正ナル市民ノ與論ヲ喚起シ以テ市長及市有力者ノ反省ヲ

財團法人 協調會